

青森県報

第四百三十七号

令和四年
三月二十二日
(火曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による施術者の指定……………(健康福祉課) ……一
- 特定行為業務の登録……………(高齢福祉課) ……一
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……一
- 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更の届出……………(建築住宅課) ……二

公 告

- 林業用種苗生産事業者の登録の失効……………(林政課) ……二
- 知事管理漁獲可能量の変更の公表……………(水産振興課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(中南地域民局) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(上北地域民局) ……三
- 右 同……………(下北地域民局) ……三

告 示

示

青森県告示第百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医

療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	指定年月日
三上 晃	青森市原別四丁目一の一八	令和四・二・二六
政木 結香	青森市大字大野字鳴滝七八の三三一	々

青森県告示第百五十六号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和四年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住 所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二〇一三三七	令和四・三・二一	社会福祉法人青森県か福祉事業団	青森市中三丁目二〇の三	特別養護老人ホームか苑	青森市大字浜館字間瀬八五の六	令和四・四・一	介護老人福祉施設

青森県告示第百五十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規

定により公示する。

令和四年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	マエダ調剤薬局医療センター前	所 在 地	弘前市大字富田三の六の三	指 定 日	令和 四・三・一
-----	----------------	-------	--------------	-------	-------------

青森県告示第百五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の八第三項の規定により、次のとおり同法第十八条の二第一項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第七十七条の三十五の八第四項の規定により公示する。

令和四年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分 名 称	株式会社 建築住宅 センター	住 所	青森市本町四丁目 五の五	変更年月日	令和四年 四月一日
変更後	一五 青森市本町四丁目五 の五	構造計算適合性判定の業 務を行う事務所の所在地	一五 青森市本町四丁目五 の五		
変更前	一五 青森市本町四丁目五 の五		一五 青森市本町四丁目五 の五		

林業用種苗生産事業者の登録の失効

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録が失効したため、同法第十六条第一項の規定により公示する。

令和四年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	昭和三十九 四・三・九	氏名又は 名称	釜淵一 知	住 所	三戸郡田 子町大字 日市四七 四	採取 精選	穂 苗	木 名	釜淵農 園	所 在 地	三戸郡田 子町大字 田子	失 効 日	令和 四・三・二
------	----------------	------------	----------	-----	---------------------------	----------	-----	-----	----------	-------	--------------------	-------	-------------

知事管理漁獲可能量の変更の公表

知事管理漁獲可能量（令和三年五月三十一日公表）の一部を次のとおり変更したので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第五項において準用する同条第四項の規定により公表する。

令和四年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量のうち、次に掲げる特定水産資源に関するものは、次のとおりとする。

第1 ころまぐろ（小型魚）

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県ころまぐろ（小型魚）漁業	298.6トン

公 告

第2 へろまべろ (大型魚)

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県へろまべろ (大型魚) 漁業	489.7トン

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社宇野建設
- 二 代表者の氏名 宇野章人
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市富士見一二九の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(特―三)第一〇四八号
- 五 取消年月日 令和四年二月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 造園工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和四年二月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社宇野建設
- 二 代表者の氏名 宇野章人
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市富士見一二九の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―三)第一〇四八号
- 五 取消年月日 令和四年二月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業及び管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和四年二月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社アキコウ
- 二 代表者の氏名 工藤正雄
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字米田字種原一六八の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第五〇〇六三五号
- 五 取消年月日 令和四年三月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和四年二月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社北栄

二 代表者の氏名 佐々木寛

三 主たる営業所の所在地 むつ市大畑町正津川高待四〇の二〇九

四 許可番号 青森県知事許可(般―二八)第一六六六三号

五 取消年月日 令和四年二月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円